

個別施設計画

土木総務課No. 34

策定年月日 R2年1月10日

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	宮床ダム管理事務所	所管所属名称	仙台地方ダム総合事務所		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	庁舎	小分類	単独庁舎
主要建物概要					
構造	鉄筋コンクリート	用途	単独庁舎	建築日	棟情報一覧のとおり
経過年数	棟情報一覧のとおり	耐用年数	棟情報一覧のとおり	目標使用年数	棟情報一覧のとおり
運営方式	直営	管理者名称	仙台地方ダム総合事務所	全延床面積(m ²)	199.93
所在地	黒川郡大和町宮床字笹倉195-12				
2 計画期間					
令和2年から令和11年までの10年間					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
別添「県有建築物保全点検結果報告書」のとおり					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	地方自治法第155条第1項、第156条第1項 行政組織規則第97条の2項ほか			必要性の有無	有
業務内容	行政組織規則第97条の2項				
必要性の判断理由	宮床ダムの管理上必要となる付属施設であり、治水管理上不可欠な施設群である。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	職務遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。 (新耐震基準に基づき建設された施設であることから、今後は非構造部材の安全対策も検討する。)				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	電気室については、ダムに電気を供給する設備や自家発電設備が設置されており、ダムにとって非常に重要な建物である。 令和元年度に実施した点検結果では、コア倉庫屋根に劣化が認められ、一部D判定の項目もあることから、R4に屋根棟の修繕を予定している。 今後は、計画的な保全点検に努めながら適正な維持管理をしていく。				

施設名称: 宮床ダム管理事務所

建物棟名称: コア倉庫

所在地: 黒川郡大和町宮床字 笹倉195-12

①用途: 事務所

②延べ面積: 111 m² ③階数: 地上1階

④竣工年度: 平成 7 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
2 - 建築物の外部	(指摘項目) 基礎及び外壁の表面にヘアークラック(軽微なひび割れ)が確認できます。	判定 B
	(対策等) 経過観察の上, ひび割れの進行状況に応じて修繕等について検討してください。	
3 - 1 屋上及び屋根	(指摘項目) 屋根の棟が一部脱落しています。	判定 D
	(対策等) 屋根の棟は, 建物内部への雨水等の侵入を防止する上で重要ですので, 早急に補修する必要があります。	
3 - 2 屋上及び屋根	(指摘項目) 屋根の塗装が劣化し始めています。	判定 B
	(対策等) 塗装の劣化については, 劣化の施行状況に応じて修繕等について検討してください。	
4 - 建築物の内部	(指摘項目) 内壁面にヘアークラック(軽微なひび割れ)が確認できます。	判定 B
	(対策等) 経過観察の上, ひび割れの進行状況に応じて修繕等について検討してください。	
5 - 避難施設等(※)	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項	アスファルト舗装に亀裂が確認できます。経過観察願います。	

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: ・危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和元年10月31日